

## アシ☆スタ交流サロン会員登録規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、アシ☆スタ交流サロン（以下、「サロン」という。）の適正かつ公正な運営を行うため、会員登録及びサロンの利用に係る事項について定めるものです。

### (会員登録)

第2条 サロンを利用するためには、会員登録が必要です。会員登録は、この規約に同意の上、所定の登録申請書により公益財団法人仙台市産業振興事業団理事長に対して申請を行い、承認を受ける必要があります。

2 公益財団法人仙台市産業振興事業団（以下、「事業団」という。）は、前項の申請内容を確認した上で、申請者をサロン会員（以下、「会員」という。）として登録します。

3 会員は、事業団が、氏名・連絡先等の登録会員情報を管理し、サロンの管理運営上必要な範囲内で利用することを了承するものとします。

### (会員登録の要件)

第3条 会員登録にあたっては、事業団が定める次の要件を満たしている必要があります。

(1) 会員登録を申請できるのは、下記のいずれかに該当する個人とします。ただし、会員登録希望者の現住所は問いません。

イ 宮城県内で起業予定の方

ロ 宮城県内で起業後5年以内の法人の経営者・個人事業主またはこれに準ずる方

ハ 「先輩起業家メンター事業」における登録済みメンター

(2) 20歳未満の会員登録には、保護者の同意が必要なものとします。

(3) 会員登録は登録希望者本人が行うものとします。

(4) 事業団は、会員登録希望者がサロン会員として不適格であると認めた場合は、会員登録を行わないことがあります。

(5) 利用者登録を二重に行うことはできません。

### (会員登録番号)

第4条 事業団は、全会員に対し、異なる会員番号を付与します。

### (会員証の取扱い)

第5条 事業団は、登録者の会員番号を記載した「アシ☆スタ交流サロン会員証」（以下、「会員証」という。）を交付し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

(1) 会員証は記名式とします。

(2) 会員は、会員証を適切に管理し、サロンを利用する際は受付にて会員証を提示しなければなりません。

(3) 会員証は、記名された本人以外は使用することができません。また、譲渡・転貸することもできません。

(4) 会員証を破損・紛失等した場合は速やかに事業団に対して届出ならびに所定の申請書による再発行の申請を行うものとします。再発行に係る手数料の負担はありません。

ん。なお、当該届出までに他人に会員証を使用され、当該会員に不利益が生じた場合には、事業団は一切その責任を負わないものとします。

- (5) 会員は、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を事業団に返還しなければなりません。

#### (施設の利用等)

第6条 会員は、サロン受付にて会員証を提示することにより、サロンを利用することができます。

- 2 サロンの利用にあたっては、別途事業団が定めるアシスタ交流サロン利用のご案内等に従うものとします。

#### (利用の制限)

第7条 仙台市または事業団が主催または共催する起業イベントを開催する等の目的で、サロンを貸し切りで使用することが必要と認められる場合は、会員によるサロンの個人利用を一時的に制限することがあります。その場合は、当該開催日の概ね1か月前より、仙台市起業支援センター アシスタ(以下、「アシスタ」という。)のホームページ上、及びサロン内への掲出にてお知らせします。

- 2 火災、停電、その他運用上あるいは技術上の事由又は不測の事態等により、事業団は会員に事前に通知することなくサロンの利用を制限することがあります。

#### (サロンの休館日)

第8条 サロンの休館日は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)とします。ただし、施設の保守・点検等のため必要の範囲内で休館する場合があります。なお、その場合はアシスタのホームページ上、及びサロン内への掲出にてお知らせします。

#### (登録事項の変更)

第9条 会員は、事業団に届け出た登録者の氏名、住所、電話番号等(以下、「登録情報」という。)に変更が生じた場合は、所定の申請書により当該変更内容について速やかに事業団に届け出るものとします。

#### (退会)

第10条 会員が会員登録の抹消を希望する場合、又は第3条各号に規定する会員登録の要件を満たさなくなった場合、所定の申請書の提出および会員証の返還により事業団に届け出るものとします。

- 2 第3条(1)イ、ロに該当する会員が起業後5年を経過した場合、当該年度の3月31日をもって自動的に退会したものとします。その場合、会員は速やかに会員証を事業団に返却するものとします。

- 3 第3条(1)ハに該当する登録済みメンターがその資格を失った場合、当該日をもって自動的に退会したものとします。その場合、会員は会員証を返還し、理事長は、速やかに退会の手続きを行う。

4 会員は、退会に当たって、サロンの利用に関連する一切の権利及び特典等を失うもの  
とします。

(サロン利用の停止及び会員登録の抹消)

第 11 条 事業団は、会員が次のいずれかに該当した場合には、サロンの利用を停止し、又  
は会員登録を抹消することができるものとします。

- (1) 偽りその他不正な手段により会員登録がなされたことが判明した場合
- (2) 本規約の規定に違反した場合
- (3) 事業団が別途定めるアシスタ交流サロン利用のご案内等に違反した場合
- (4) その他、サロンの管理運営上支障があると認められる場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、サロン会員として不適格であることが会員登録後判明  
した場合

(規約の変更)

第 12 条 事業団は、会員に事前に通知することなく、本規約を変更できるものとします。  
なお、規約の変更があった場合、事業団が運営するアシスタのホームページ及びサロ  
ン受付等にて掲示等によりお知らせします。

(個人情報の保護)

第 13 条 サロンの管理運営にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報の  
保護に関する関係法令等に基づき、別に定める「個人情報の取扱いについて」のとおり、  
個人情報の保護のための措置を講じております。

(免責事項等)

第 14 条 事業団は、次の事項については、その一切の責任を負わないものとします。

- (1) サロンを利用したことにより、利用者が受けた損害及び利用者が第三者に与えた損  
害
  - (2) 会員及び会員に同伴する非会員がサロンを利用できなかったことにより受けた損害  
及び第三者に与えた損害
  - (3) 地震、風水害等の天変地異や火災等の不可抗力による災害、停電、盗難、通信設備  
やその他諸設備の不調や故障及び偶発的事故、その他事業団の責めに帰すことで  
きない事由によって生じた損害
- 2 会員及び会員に同伴する非会員は、サロンを利用したことにより、事業団に何らかの  
損害を与えた場合、その一切の責任を負うものとします。

(その他)

第 15 条 事業団は、必要に応じ、本規約に定めのない事項及び業務執行に必要な諸規則を  
定めることができるものとします。

附 則

この規約は、平成 27 年 10 月 26 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 22 日より施行する。